

IV 罰 則

1 漁業法，漁業調整規則等に違反した場合には，次のような罰則が適用されます。

漁業関係法令に関する罰則（抜粋）

法令名	制限・禁止規定	法令違反の態様	罰条	罰則の内容				
				懲役	罰金	拘留	科料	漁獲物・漁船の没収
漁業法	132条	特定水産動植物の無許可採捕及び流通	189条	3年以下	3,000万円以下	×	×	○
	36条, 57条	許可を受けない許可漁業の操業等	190条	3年以下	300万円以下	×	×	○
	120条	委員会指示に従うべき旨の知事命令の違反	191条	1年以下	50万円以下	○	○	○
	82条	漁業権の貸付け	193条	6月以下	30万円以下	×	×	×
	128条	漁業監督公務員による検査・質問の拒否	193条	6月以下	30万円以下	×	×	×
	—	漁業権又は組合員行使権の侵害（親告罪）	195条	×	100万円以下	×	×	×
水産資源保護法	5条	爆発物を使用して採捕	41条	3年以下	200万円以下	×	×	○
	6条	有毒物を使用して採捕	41条	3年以下	200万円以下	×	×	○
	7条	前2条に違反して採捕した漁獲物の所持・販売	41条	3年以下	200万円以下	×	×	○
農林水産省令（指定漁業令）	23条	禁止区域・禁止期間中操業，禁止漁具，漁法の制限	117条	2年以下	50万円以下	×	×	○
県漁業調整規則	33条	採捕禁止期間中の採捕	59条	6月以下	10万円以下	×	×	○
	34条	体長制限以下の水産動植物の採捕	59条	6月以下	10万円以下	×	×	○
	38条（39条, 40条）	採捕禁止区域中の採捕	59条	6月以下	10万円以下	×	×	○
	4条	許可を受けない知事許可漁業の操業	※	3年以下	300万円以下	×	×	○
	35条	禁止漁具・漁法の使用	59条	6月以下	10万円以下	×	×	○
	44条	遊漁者等の禁止漁具，漁法の使用による採捕	60条	×	×	×	○	×
	45条	有毒物の遺棄漏せつの禁止	59条	6月以下	10万円以下	×	×	○

※漁業法第57条，水産資源保護法第4条違反による罰則を適用。

2 正しいマナーと海，川を利用する者の心得

- (1) 船の航行や港内の係留の際は，また，ダイビング，ボードセイリングなどを行う際は，漁業者の正常な操業などに支障のないように努めましょう。
- (2) 係留してある船に無断で乗ったり，無断駐車など地元の人に迷惑をかけるような行動は慎みましょう。
- (3) 遊漁船を利用する場合，業務主任者（船長など）の指示は必ず守りましょう。
- (4) 漁業者の権利を守るとともに，漁業の操業の邪魔にならないよう理解と共存の気持ちを大切にしましょう。
- (5) 漁業制度（きまり）を正しく理解し，秩序ある海や川の利用に努めましょう。

3 安全への心掛け

遊漁や海洋性レクリエーションの事故の大半は，自己の判断で未然に防止できるものです。無理なく安全第一を心掛けましょう。

- (1) 無理のない行動計画をたて，家族等に必ず連絡しておくこと。
- (2) 単独行動を避け，初心者はベテランと同行し指導を受けること。
- (3) 天候，海況などの気象情報を積極的に入手するとともに，関係者との情報交換を密にし，天候悪化の兆しが少しでもあるときは，勇気を持って計画を中止し，出航を強要するようなことは絶対にしないこと。
- (4) 遊漁船は，正規の資格のあるものを利用すること。また，定員数を必ず守り，救命胴衣などの安全用具も必ず着用するほか，業務主任者（船長など）の指示には絶対に従うこと。